

新検定基準の告示に至る手続きに、刑法第193条の職権濫用があること

1、新検定基準の告示に至る手続きの経緯

新検定基準(下の新検定基準の告示に至る手続一覧表の⑥)は、下村博文文部科学大臣の「教科書改革実行プラン」(③)に、パブリック性を装うための形式的手続きに過ぎないことは、④の審議において、③に明確に反対意見を述べた委員が、22人の委員のうち1人であり、戦後の検定制度を大きく転換する重大な改定を、諮問からわずか1か月、たった2回の審議で決めた。

また、パブリックコメントの募集期限のわずか3日後に、新検定基準を告示したことは、⑤を実体的に何ら勘案していないことを示している。つまり、⑤行為は、単なる形式に過ぎないことを証明している。

さらには、③は、①と②の内容の同一性がある。

しかも、中学校教科書は、2014年の検定申請(通常は4月、今年は5月)に向けて編集中であり、それも最終段階にある。教科書検定は、小学校、中学校、高等学校と年度を追って順次行われるので、通常、新検定制度の適用は小学校教科書検定前に、編集作業に十分間に合う時に行われてきた。今回、中学校教科書の検定からルールを変更は、これまでの慣例に著しく反し、異常というほかない。

以上の①から⑥の新検定基準の告示に至る一連の手続き及び告示時期は、安倍晋三総理大臣、下村博文文部科学大臣らによる大臣という地位と職権を濫用し、⑥にパブリック性を装うための形式的手続きに過ぎない自作自演の出来レースであったことを示している。

新検定基準の告示に至る手続一覧表			
手続き等	実体	主催	年月日
①「中間取りまとめ」 教育再生実行本部 本部長:下村博文 教科書検定・採択改革分科会		自民党	2012.11.21
②「中間まとめ」 教育再生実行本部・教科書検定の在り方特別部会	①との ②同一性	自民党	2013.06.25
③「教科書改革実行プラン」 下村博文文部科学大臣	①②との 同一性	文科省	2012.11.15
④「文部科学省の教科用図書検定調査審議会」 ③の改定案了承	③に反対 意見1人	審議会	2013.12.20
⑤パブリックコメント(意見募集) 義務教育諸学校及び高等学校教科用図書検定基準の一部を改正する告示案に関する意見募集		文科省	2013.12.24 2014.01.14
⑥「文部科学省告示第二号」『官報 第6210号』告示 義務教育諸学校教科用図書検定基準及び高等学校教科用図書検定基準の一部改正	⑤の期限 の3日後 ③と同一	文科省	2014.01.17

2、新検定基準の告示に至る手続きにおける適正手続き違反

以上ことは、新検定基準の告示に至る手続きは、安倍晋三自民党総裁らの一政党の意見をそのまま取り入れ、文科省が自民党の下請け機関化したことを示し、自民党による教育への「不当な支配・介入」を覆い隠すための「形式的手続き」にパブリック性を装うための出来レースの手続きに過ぎず、その実体は、次の理由から適正手続きに著しく反する違法があることは明白である。

デュー・プロセス・オブ・ロー (due process of law) とは、法に基づく適正手続で、「デュー・プロセス」と呼ばれることが多い。アメリカでは、アメリカ合衆国憲法修正 5 条および 14 条（「何人も、法のデュー・プロセスによらずしては、生命、自由もしくは財産を剥奪されない」）と規定している。

日本の場合、憲法学の学説では、「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」とする憲法第 31 条がデュー・プロセスの原則を示したものと評価する。これについての代表的判例として、第三者所有物没収事件（最高裁判所昭和 37 年 11 月 28 日大法廷判決）がある。最高裁判所は、「第三者の所有物を没収する場合、告知・弁解・防御の機会が必要である」との見解を出し、これを欠く関税法の規定は憲法 31 条に違反すると判示した。このように、少なくとも刑罰を科すためには適正な手続を必要し、手続的デュー・プロセスの権利を認めている。しかも、同判決における入江俊郎裁判官の補足意見には、「憲法 31 条にいわゆる法定手続の保障は、単に形式上法律で定めれば、それで本条の要請を満たしたものであるのではなく、たとえ法律で定めても、その法律の内容が、近代民主主義国家における憲法の基本原理に反するようなものであれば本条違反たるを免れず、単に手続規定のみについてではなく、権利の内容を定めた実体規定についても、本条の保障ありと解すべきであり、更に本条は単に刑罰についてのみの規定ではなく、「若しくは自由を奪われ」というなかには、刑罰以外に、国家権力によって個人の権利、利益を侵害する場合をも包含しているものと解すべきである」とデュー・プロセスの実体化の必要を求めている。

つまり、「形式規定」「形式的手続き」ではだめであり、「実体規定」「実体的手続き」が必要であるとの見解を示し、さらには、それは、刑事手続のみならず行政手続にも適用されると述べている。

以上のことを当該手続きに当てはめると、前記した新検定基準の告示に至る手続き経緯が示す「実体」は、出来レースを覆い隠すための「形式的」に過ぎず、「実体的手続き」を著しく欠き、適正手続きに反していることは明白である。

3、新検定基準の告示は、大臣らの地位・職権の濫用

さらには、安倍晋三自民党総裁らによる大臣という地位と職権を利用（濫用）した一連の新検定基準の告示に至る手続きは、次の理由から、主権者から付託されている裁量権を逸脱する刑法第 193 条の公務員職権濫用罪に該当することも明らかである。

憲法前文には、「主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」とある。これは、憲法の基本原理である。

そのうえで、憲法第99条で、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と規定している。

上記の規定から必然的に、大臣らは、国家公務員法・国家公務員倫理法・国家公務員倫理規程等の全ての法令に従わなければならない。よって、国家公務員法及び第96条の「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」、同第99条「職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」との規定を受け、国家公務員倫理法の第1条「1 この法律は、国家公務員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする」、第3条「1 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない」との規定を受ける。

以上のことから明らかなように、大臣らは、まずは、「官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」と厳しく、職務の遂行上の行動倫理が求められ、「常に公正な職務」が求められている(以下これらを「公正な職務義務」という。)

このことを前提に、大臣らの職権の行使は、主権者の権利・利益及び福利を侵害しない範囲に限定され、これを越えて職権を行使することは、主権者から付託されている裁量権の逸脱となる。

以上の理由及び実体から、前記の新検定基準の告示に至る手続きにおける適正手続き違反などの一連の行為は、安倍晋三総理大臣、下村博文文部科学大臣らによる大臣という地位と職権の濫用であることは明白であり、その行為は、刑法第193条の公務員職権濫用罪に該当することは明白である。

以上